

就農・農業支援等に関する資料

- | | | |
|---------------------------|-------|------|
| 1. 青年等就農認定制度について(資料1) | ————— | P1-2 |
| 2. 新規就農一貫支援事業について(資料1) | ————— | P3 |
| 3. 人・農地プラン制度について(資料2) | ————— | P4 |
| 4. 農業次世代人材投資事業について(資料2) | ————— | P5 |
| 5. 農地中間管理事業について(資料3) | ————— | P6 |
| 6. 農業制度資金について(資料4) | ————— | P7-9 |
| 7. 荒廃農地利活用促進事業について(資料5) | ————— | P10 |
| 8. 海外農業研修生受入支援事業について(資料6) | ————— | P11 |

青年等就農認定制度
新規就農一貫支援事業

青年等就農認定制度

概要

青年等就農計画の認定制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して、無利子資金の貸付等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

青年等の範囲

- ① 青年（18歳以上45歳未満）
ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には、50歳未満とします。
- ② 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの
 - （ア）商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - （イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - （ウ）農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - （エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - （オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- ③ ①又は②に掲げる者で、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

申請の条件

- ① 南城市内において就農している者（市外居住者も含む）または就農が確実となる見込みのある者
- ② 就農面積が20a以上の者（ただし、農地の所有権又は利用権を申請者が有していること）
- ③ (1)(2)(3)のいずれかを満たす者
 - （1）農業大学校及び県または、農業会議等公的機関で1年以上研修実績がある者
 - （2）親元等での就農実績が2年以上ある者（ただしJAまたは、地域の農業者等3名からの証明が必要）
 - （3）原則2年以上独立自営を行っている者（ただし、1年以上2年未満の場合であっても沖縄県が示した指標の7割以上の反収があれば申請可能）

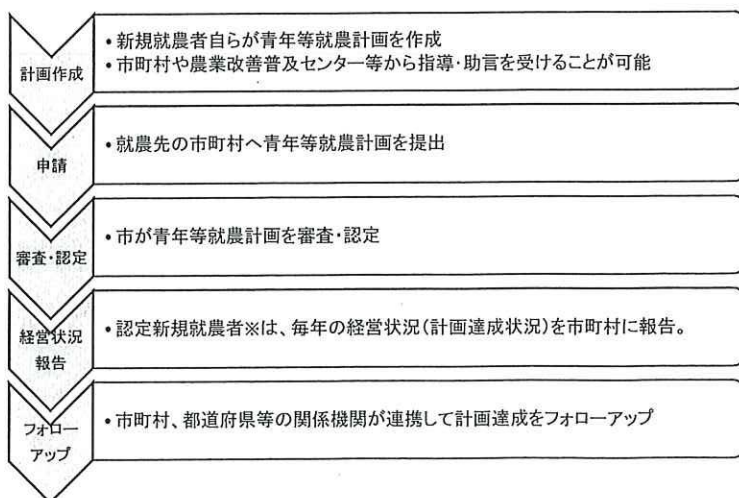
※①、②、③をすべて満たすこと

数値目標

計画書の5年後の目標を以下に設定する。

- 年間農業所得が250万円以上
（1人あたり）
- 年間総労働時間が1400時間以上
（1日8時間で175日）

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた方を認定新規就農者といいます。



主な認定新規就農者支援措置

① 青年等就農資金

〈 概要 〉

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農御油経営を開始する際の施設の設置や機械の購入等に必要となる資金について、無利子で貸付を行います。

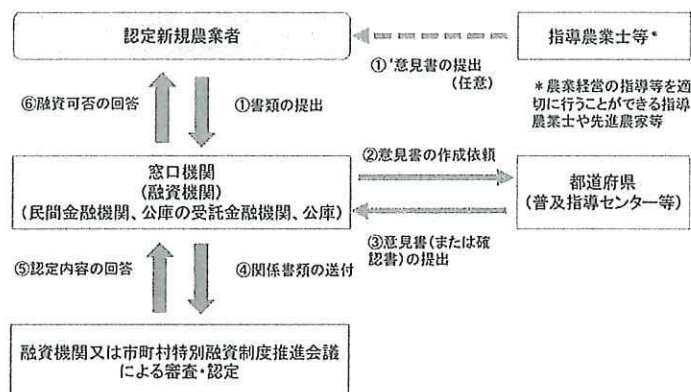
交付対象者 : 南城市の認定新規就農者

融資期間 : 沖縄振興開発金融公庫（代理店：J Aおきなわ）

〈貸付条件及び資金使途〉

貸付限度額	3,700万円	償還期限	12年(うち据え置き期間5年以内)
貸付利率	無利子	担保等	原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人は不要
資金使途	①農地・牧野の改良、造成に必要な資金 ②農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金 ③果樹の植栽、育成に必要な資金 ④オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金 ⑤家畜の購入、育成に必要な資金 ⑥次に挙げる費用の支出に必要な資金 ・農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金 ・創立費、開業費等の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 ・農薬費、肥料費、資料費等に充てるのに必要な資金 ⑦次に挙げる施設の改良、造成、取得に必要な資金 ・農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等 ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等 ※農地等の取得は対象外		

〈貸付手続きの流れ〉



② 経営体育成強化資金

青年等就農計画の目標達成のために必要な農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得のために借入れを行うことができます。その際、貸付限度額は500万円とし、据置期間を3年以内から5年以内に延長する特例措置があります。

貸付限度額	個人:1億5千万円 法人:5億円 ※所要資金の80%以内	償還期限	25年(うち据え置き期間3年以内)
貸付利率	0.70%	担保等	原則として担保が必要 原則として保証人は不要
資金使途	①農地等の取得、改良等 ②農地等(農作物の生産に供する土地)の賃借権の取得 ③農業経営のための施設、機械等の取得又は賃借料 ④農産物の加工処理、流通販売施設等 ⑤農業経営に必要な資材等 ⑥家畜購入、果樹の新改植、育成費		

③ 農業次世代人材投資事業

●詳しくは本資料P5を参照ください。

④ 農地集積の促進

●詳しくは本資料P6を参照ください。

お問い合わせ先
 南城市役所 産業振興課
 農政係 就農認定担当
 TEL: 098-917-5356
 FAX: 098-917-5413
 E-mail: sanshinkou@city.nanjo.okinawa.jp



新規就農一貫支援事業における 「スタートアップ支援の推進」について

「スタートアップ支援の推進」では、新規就農者の就農定着を目的に、経営安定に必要な農業機械・農業施設等の初期導入費用に対する一部助成を行っています。

①助成対象機械・施設

助成対象となる事業内容は次のとおりです。

農業経営において真に必要であり、成果目標の達成に直結するものであること。

- (ア) 農産物の生産に必要な機械又は施設の取得等
- (イ) 農産物の選別又は調製等に必要な機械等の取得等
- (ウ) (ア)又は(イ)に付随する農地等の改良、造成等



トラクター



作業用アタッチメント



選別機械



ビニールハウス



農作物被害
防止施設

個々の事業内容毎に掲げる主な基準

- ・事業費が50万円以上（税込み）で、耐用年数が概ね5年以上であって20年以下のもの。
- ・経営規模に見合った構造・規格等であること
- ・運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

②助成対象要件（個人の場合）

※法人の場合は別途定める。

1. 市町村が青年等就農計画を認定した認定新規就農者であること。
2. 自ら農業経営を開始して5年度以内であり、年間の農業従事日数が150日以上で、年齢が概ね65歳未満の者で、農地を取得又は賃借する見込みがあること。
3. 助成対象となる機械・施設等において、耐用年数以上の農業経営を行う者。
4. 農業所得が175万円以上を目標とする改善計画が見込まれる者。
5. 「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）の中で地域の中心となる経営体として位置づけられていない者。



《補助率》

- ・事業費の10分の8以内（上限800万円） ※消費税等相当額は含まない。

人・農地プラン制度
農業次世代人材投資事業

～人・農地プランについて～

「人・農地プラン」は、5年先、10年先の地域の農地をだれが、どうやって守っていくのか、話し合って作る「未来設計図」です。南城市では、佐敷・知念・大里・玉城の4地区ごとに「人・農地プラン」を作成しています。

【人・農地プランの実質化の流れ】

①アンケートの実施

（農業者の年齢と後継者の有無等を確認）

②アンケート結果を地図化

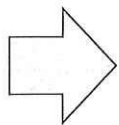
（5～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」）。

③地図を基に地域での話し合い

（農業者、市町村、JA、農業委員会等の関係者が参加）



地図を使って
話し合いをします

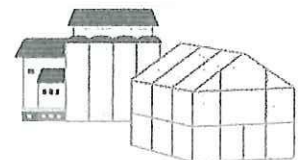


この流れで、各地区ごとに5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を決めていきます。

実質化された人・農地プランでの支援措置

新たな人・農地プランに位置付けられることで以下のような支援措置が受けられます。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農業用機械・施設の導入を支援）
- ・機構集積協力金（中心経営体への農地の出し手への協力金）
- ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）



農業次世代人材投資事業

準備型

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付

交付対象者：就農予定時に49歳以下の者

交付額：研修期間1年あたり150万（最長2年間）

交付主体：都道府県

※詳しい内容は、沖縄県営農支援課に確認をお願いします。

経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額：1年あたり最大150万（最長5年間）

交付主体：市町村

〈主な交付要件〉

1. 独立・自営就農する認定新規就農者であること
 2. 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
 3. 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村に認められること
 4. 人・農地プランに位置付けられている又は農地中間管理機構から農地を借り受けている
 5. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- その他要件あり

〈交付停止〉

- 本人の前年の総所得（次世代資金を除く）が350万円以上の場合
（総所得100万円以上で交付金額が変動）
- 適切な経営を行っていない場合
- 交付2年目終了後の中間評価において経営の改善が見込みがたいと判断された場合

※交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合、交付金返還となります。

農地中間管理事業について

農地バンクを活用しましょう!

◆ 農地バンク(農地中間管理機構)とは?

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関です。



◆ なぜ農地バンクなの?

出し手のメリット

1 公的機関だから安心!

貸し付けた農地は、しっかりとした選定基準の下意欲ある地域の担い手へ転貸されます。
賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。

2 農地は返却されます

農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。
(希望に応じて、契約の延長も可能です。)

3 受け手とマッチングします

万が一受け手が耕作できなくなった場合、
農地バンクが新しい受け手を探します。

4 税金の優遇措置が適用されます

所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、
一定期間固定資産税が半額になります。

受け手のメリット

5 賃料支払いや契約事務が楽に!

複数の地権者から農地を借りる場合も、契約や
賃料の支払い先は農地バンクのみです。

6 農地の集約化をサポートします

地域の話合いに基づき、分散した農地を交換して
まとめます。

7 協力金が支払われます

まとめて農地を貸し付けた地域には、協力金
が交付されます。

8 農地の条件整備ができます

最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施でき
ます。

地域のメリット

※ 各種支援措置には要件があります。

お問い合わせ・ご相談は、農地が所在する都道府県の農地バンク、市町村農政担当課または農業委員会まで。

農業制度資金

金表
制度見早

資 金 名	金 利 見 込	融 資 機 関
1 経営改善関係資金		
① 農業近代化資金	0.16～0.2	農協 農協 系統
② スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	0.16～0.2	公庫
③ 経営体育成強化資金	0.2	公庫
④ 農業改良資金	無利子	公庫
⑤ スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)	1.5	農協 系統
2 青年等就農資金	無利子	公庫
3 農林漁業 セーフティネット資金	0.16	公庫
4 負債整理	0.2	農協 系統
① 農業者負担軽減 支援資金	0.2	公庫
② 経営体育成強化資金	0.2	農協 系統
③ 畜産特別資金	0.2	公庫
④ 沖縄農林漁業 経営改善資金	0.16～0.35	公庫
⑤ おきなわブランド 振興資金	0.1～0.35	公庫
5 その他の資金		
① 農業基盤整備資金	0.1～0.2	公庫
② 沖縄農林畜水産物 等経営強化支援資金	0.16	公庫
③ 中山間地域 活性化資金	0.16～0.6	公庫
④ 特定産地加工資金	0.16～0.5	公庫

※金利は令和元年5月20日現在のものであり、毎月変動します。詳しくは沖縄県のホームページ又は各融資機関へお問い合わせください。

[illegible][illegible]

借入れ時の注意

1 ご相談はお早めに

借入に必要な書類の作成には時間が掛かります。さらに融資機関へ申請後、貸付決定までに数ヶ月掛かることがあります。融資に必要な時期を踏まえ、お早めに各融資機関・相談窓口へご相談ください。

2 融資審査による貸付の決定について

認定農業者、その他補助事業の計画の認定等を受けてたとしても、必ず制度資金を借りられるわけではありません。融資機関の審査により資金借入れができない場合があります。

[illegible]

同一の施設等に、2つ以上の制度資金を併用することはできません。

4 事前着工は禁止です

貸付決定前に着手した事業および完了済みの事業は、貸付対象
になりません。

借入れ後の注意

1. 目的外の使用は禁止です

貸付金は、当初の計画以外の目的で使用できません。

2 領収書や帳簿を保管しましょう

支払先からは、必ず領収書を取り、返済が終了するまで大切に保管してください。また、記帳を行って帳簿を整理しましょう。

3 計画変更は、投資機関へ

返済計画を途中で変更する場合は、すみやかに融資機関へ相談してください。

4 監定農業指しになりまよう

認定農業者となつて、自らの経営課題・改善方向を整理し、目標を設定し、経営の實現に向けて取り組ましよう。また、継続的に再認定を行い、経営状況を定期的に見直し、健全な経営に努めていくことを希望する場合は、認定新規就農者にない。また、青年等就農資金を希望する場合は、認定新規就農者にない。(注：青年等就農資金を希望する場合は、認定新規就農者にない。また、青年等就農資金を希望する場合は、認定新規就農者にない。)

青年等就農資金

ご利用いただける方	認定新規就農者（市町村長から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人）
資金の使いみち	青年等就農計画の達成に必要な資金。ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。 例）施設・機械の取得等、長期運転資金（果樹・家畜の購入費等） ※農地の取得、国庫補助事業の補助残部分に対する貸付けは対象外です。
融資限度額	3,700 万円（特認 1 億円）
ご返済期間	12 年以内（うち措置期間 5 年以内）
利率（年）	無利子（お借入れの全期間にわたり無利子です）
担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度 担 保：原則として、融資対象物件のみ 保証人：原則として、個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ
ご留意いただきたい点	1. 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（経営体育成支援事業）は対象となります。 2. 審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。 3. 本資金は毎年度、国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。 4. 上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがあります。詳しくは、最寄りの沖縄公庫本支店までお問合せください。

認定新規就農者が農地等を取得する場合

対象制度、利用条件等	経営体育成強化資金（有利子）をご利用いただけます。 ・借入額が 1,000 万円以下の場合は融資率 100% ・借入額が 1,000 万円超の場合は、1,000 万円までの部分は融資率 100%、1,000 万円を超える部分は融資率 80%
------------	--

ご利用窓口（お問い合わせ先）

沖縄県振興開発金融公庫 本店 融資第三部 農林漁業融資班 TEL：098-941-1840

(参考) 農業制度資金 用語解説

★認定農業者（制度）

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を市町村に提出して認定を受けた農業者を認定農業者といいます。

認定後5年間経過した場合、再度計画を提出し再認定を受けないと資格を失います。

★認定新規就農者

新たに農業経営を営む青年等で、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を市町村に提出して認定を受けた農業者をいいます。

★主業農業者

農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、または農業粗収益が200万円（法人にあっては、1,000万円以上）であること等の条件を満たす者。

★エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を県に提出して認定された農業者の愛称。

県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせた農業生産を行います。

★六次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

六次産業化法とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の通称です。

荒廃農地利活用促進事業

荒廃農地活用促進事業

【事業目的】

○ 農業者等が、荒廃農地を引き受けて営農を再開するために、再生作業、土壌改良を支援する

【対象者】

○ 認定新規就農者および認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体

【対象農地】

○ 1号遊休農地（荒廃農地A分類）

【対象となる作付作物】

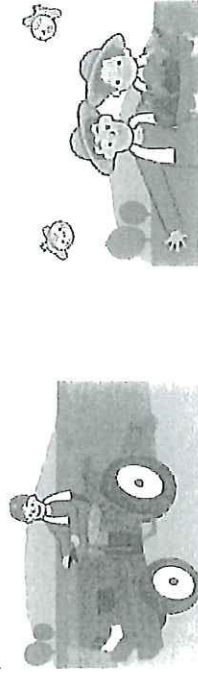
○ 戦略品目、さとうきび及び牧草、市町村が振興する品目

【事業内容】

1. 再生作業（併せて実施する土壌改良）

定率支援：県1/2以内、市町村1/4以上【ただし、補助対象経費は20万円/10a（県の上限補助額は10万円/10a）】

- ・ 荒廃農地の再生および耕起、整地作業
- ・ 再生面積が10a以上の取り組み
- ・ 再生作業に付帯して実施する土壌改良
- ・ 堆肥、緑肥等の土壌改良資材が対象。
- ・ 肥料は対象外。



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満
- 再生された農地において8年間以上農地として使用されること
- 貸借権の設定・移転、所有権の移転等により再生後、長期間（最低5年間）耕作する者
- 農地中間管理機構を活用する取組については優先的に配分を行う

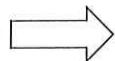
海外農業研修生受入支援事業

海外農業研修生受入支援事業

事業目的

アジア諸国との架け橋となる人材育成及び国際協力を図るとともに、国際交流による農業・農村地域活性化を図ること。

- ・世界との人的ネットワークを拡大
- ・農業分野の技術交流、農村文化の交流推進



国際貢献と農業・農村地域の活性化

事業内容

アジア・太平洋地域等からの研修生受け入れを支援し、農業分野の技術交流を通して、農業・農村地域の活性化を行う。

農家や研修生のサポートは、入管法や技術・技能実習制度等に精通した監理団体が行い、農家が研修生を受け入れる際に係わる費用の一部を助成する。

【助成対象経費】

技能実習生受入に係る経費（ただし、賃金を除く。）

【補助額】

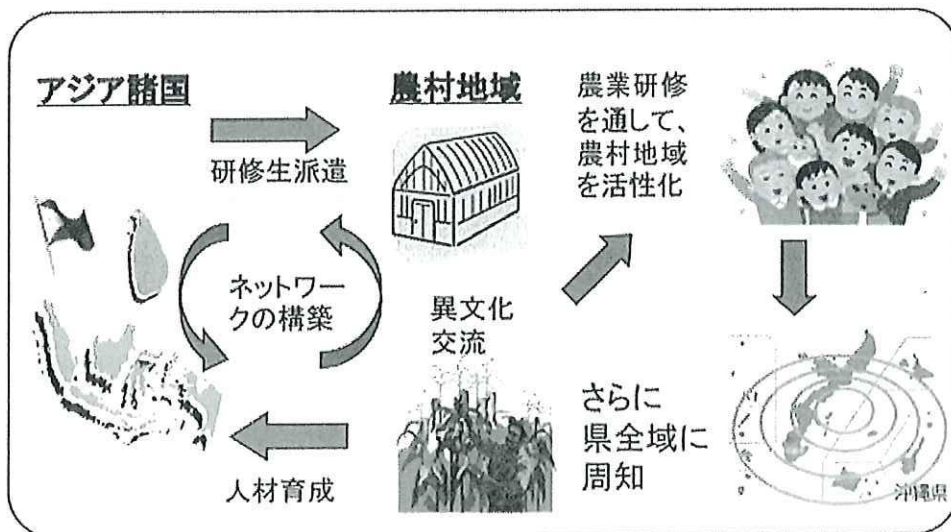
定額（技能実習生1人につき上限141千円、2人目以降は上限94千円。）

補助要件

新たに第一号団体監理型技能実習生※1を受け入れる農業者であること等。

※1 ただし、2月末日までに入国する技能実習生であること。

事業イメージ



補助金交付の流れ



※2 農家が支払う賃金は、補助対象外